

# 米原駅東西自由通路広告募集要領

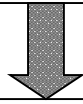
令和8年8月

米原市まち整備部建設課

## 広告設置までの流れ

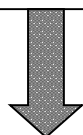
### 米原駅東西自由通路広告掲出申込書（様式第1号）の提出

- ・令和8年8月24日（月）から令和8年9月7日（月）まで



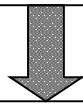
### 応募資格の審査

- ・応募資格の有無を審査します。
- ・最高額の広告掲出料（1か月当たりの額）を提示した者を広告主として決定します。



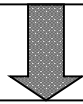
### 米原駅東西自由通路広告掲出決定通知書（様式第2号）による通知

- ・審査結果を申込者全てに通知します。



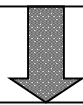
### 米原駅東西自由通路広告掲出承認申請書（様式第3号）の提出

- ・正式な広告原稿（カラー原稿、形状および寸法を記入）および広告枠の構造図（寸法、材料および壁面固定方法を記入）を申請書に添付して提出してください。
- ・承認申請書の内容等を米原市広告掲載要綱、米原市広告掲載ガイドラインおよび本広告募集要領により審査します。



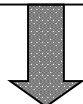
### 米原駅東西自由通路広告掲出承認通知書（様式第4号）による通知

- ・承認通知書は様式第3号に記載された住所に送付いたします。



### 広告の設置

- ・設置日時が決まりましたら、市担当までご連絡ください。



### 広告掲出料の納付

- ・納付書を送付しますので、期日までに納付してください。

## 米原駅東西自由通路広告募集要領

米原市では、市の財産を広告媒体として活用する広告事業の一環として、米原駅東西自由通路（以下「自由通路」という。）内部壁面に広告枠を設置し、広告を掲出していただける事業者を募集します。広告募集については、米原市広告掲載要綱（平成 18 年米原市告示第 119 号。以下「広告掲載要綱」という。）および米原市広告掲載ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、次のとおり定めます。

なお、これによる広告収入は、市の財源として、自由通路の維持管理など利用者のサービスの向上のために活用します。

### 1 広告の掲出場所について

#### （1）広告の掲出場所

米原駅東西自由通路（所在地：米原市米原地先）掲出位置：資料 1 参照

#### （2）広告媒体

米原駅東西自由通路内壁面

#### （3）施設の利用状況等

- ・米原駅は、滋賀県内で唯一、新幹線が停車する広域性の高いターミナル駅であり、琵琶湖東北部の鉄道交通の核となる駅です。
- ・米原駅周辺には住宅を中心に企業も立地しており、駅西側に滋賀県立文化産業交流会館、滋賀県運転免許センター米原分室などがあり、駅東側には米原市役所本庁舎、米原警察署、滋賀県立米原高等学校があります。

### 2 広告の設置場所について

広告を掲出できる場所は、自由通路の壁面のうち、市があらかじめ指定した場所とします。

なお、掲出位置については資料 1を御参照ください。

| 掲出位置   | 掲出面 | 標準規格        | 募集区画数 |
|--------|-----|-------------|-------|
| 自由通路壁面 | 壁面  | 縦 1 m×横 2 m | 2 面   |

※募集区画には既設の掲示枠があります。

### 3 広告の掲出期間について

令和 8 年 10 月 1 日以降の広告設置日 から 令和 9 年 3 月末日以内とします。

ただし、1 か月単位での短期の掲出も可能です。

### 4 広告の掲出料について

（1）資料 2 の広告掲出最低料金に定める額以上とします。なお、広告掲出期間に 1 か月未満の端数がある場合は 1 か月として計算します。

（2）広告掲出料は、市が指定する期日までに一括納入してください。

(3) 途中解約に伴う広告掲出料の還付はしません。

## 5 応募資格について

- ・ガイドラインの5. 規制業種または事業者に定める業種または事業者でないこと。

## 6 応募条件について

- (1) 掲出しようとする広告は、その内容等について掲出前に市の審査を受けなければ掲出することができません。また、掲出した広告の内容を変更しようとする場合も、事前にその内容等について市の審査を受けなければなりません。これらの場合において、市からの内容修正等の指示を受けたときは、これに従ってください。
- (2) 広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容および表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものとしてください。また、広告には、その内容に対する問合せ先として、住所、連絡先などを明記してください。
- (3) 広告掲載要綱第4条各号に該当する広告は、掲出できません。
- (4) 広告主が広告枠を設置し、掲出するため、広告枠の構造および広告の設置方法は、あらかじめ市と協議し、承認を受けてください。
- (5) 広告は、安全が確保される方法で掲出してください。
- (6) 広告の掲出および取り外し、掲出中の広告の維持管理（破損修繕など）は、広告主の責任において行うものとし、これに必要な経費（広告枠・広告の製作費用、取付け費用など掲出に係る全ての経費）は広告主の負担とします。
- (7) 広告の掲出期間終了時は、広告主が広告を掲出している箇所の原状回復を行うこととします。ただし、市と協議の上、承認を得た場合は、この限りではありません。

## 7 応募方法について

### (1) 募集期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月7日（月）正午まで

### (2) 応募書類

米原駅東西自由通路広告掲出申込書（以下「申込書」という。様式第1号）

### (3) 応募方法

申込書1部を募集期間内に、米原市役所まち整備部建設課へ直接持参または郵送で提出してください。なお、郵送の場合は募集期間内必着とします。

申込書は必ず厳封し、中身が透けて見えないようにしてください。

※持参の場合は、募集期間（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時45分までとします。ただし、令和8年9月7日（月）は、午後1時までとなります。

### (4) 押印の省略

押印の省略は不可とします。

## 8 広告主の決定および通知について

- (1) 開封日 令和8年9月7日(月)午後1時 建設課(本庁舎3階)にて開封
- (2) 申込書の提出があったときは、応募資格の有無を審査します。
- (3) 審査に合格した申込者のうち、広告掲出区画の最高額広告掲出料(1か月当たりの額)を提示した者を広告主として決定します。
- (4) 最高額の広告掲出料を提示した申込者が複数ある場合は、申込書の広告掲出期間が長期の者を優先し、それでも申込者が複数となる場合は、抽選により広告主を決定します。
- (5) 上記の抽選を行う必要が発生した場合、担当者より別途該当する申込者に連絡を行います。
- (6) 広告主を決定したときは、その結果を全ての申込者に米原駅東西自由通路広告掲出決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により通知します。

## 9 承認申請書の提出について

- (1) 広告主は、決定通知書の記載期日(決定通知の日からおおむね2週間後)までに、米原駅東西自由通路広告掲出承認申請書(様式第3号。以下「承認申請書」という。)、正式な広告原稿(カラー原稿、形状および寸法を記入)および広告枠の構造図(寸法、材料および壁面固定方法を記入)を米原市役所まち整備部建設課へ直接持参または郵送してください。
- (2) 広告主は、市が指定する日までに上記(1)の承認申請を行わなければ、その資格を失うことがあります。
- (3) 承認申請書の提出があったときは、広告内容等を広告掲載要綱、ガイドラインおよび本広告募集要領(以下これらを「広告掲載要綱等」という。)によって審査します。
- (4) 広告掲載要綱等に照らして、広告原稿の修正をお願いすることがあります。修正に応じていただけない場合は、掲出の決定を取り消すことがあります。
- (5) 市が承認申請書の内容を承認したときは、米原駅東西自由通路広告掲出承認通知書(様式第4号)により通知します。

## 10 広告掲出の取消しについて

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、広告の掲出を取り消すことがあります。この場合において、既に広告を掲出しているときは、速やかに広告を撤去するものとします。
  - ・市の指定する期日までに、承認申請書、広告原稿および広告枠の構造図を提出しなかったとき。
  - ・市の指定する期日までに、広告掲出料を納付しないとき。
  - ・広告掲載要綱等に従わなかったとき。
  - ・市の行政運営上支障があるとき。
- (2) 広告掲出の承認を取り消した場合は、既に納付された広告掲出料は返還しません。ただし、市の都合により広告掲出の承認を取り消すときは、広告掲出料の一部または全部を返還するものとします。

#### 11 広告主の責務について

- (1) 広告主は、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 広告掲出後であっても、広告主・広告内容等が広告掲載要綱等に抵触することが明らかになった場合は、広告内容の修正、掲出の停止あるいは掲出を取り消すことがあります。
- (3) 第三者から広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任および負担において解決するものとします。
- (4) 市が広告物により損害を被った場合は、広告主の責任および負担において解決するものとします。

#### 12 免責事項について

- ・市は、広告掲出中に生じた広告物の汚損、毀損、滅失等による損害および広告物の掲出を取り消した場合等に生じた広告主の損害について、その責を負いません。

#### 13 注意事項について

- (1) 応募に要する一切の費用は、申込者の負担とします。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、応募申請を無効とし、申込者を失格とします。
- (3) 応募申請後に本募集要領「5 応募資格について」に定める欠格条項に該当した場合も、応募資格を失います。
- (4) 市が受理した応募書類は返却しません。
- (5) 応募書類を市へ提出後に申込みを撤回する場合は、辞退届（任意様式）を市に提出してください。

#### 14 問合せ先について

滋賀県米原市米原 1016 番地

米原市役所まち整備部建設課（米原市役所本庁舎 3 階） 担当：戸田、室谷

電話 0749-53-5143

FAX 0749-53-5138

E-mail kensetsu@city.maibara.lg.jp

様式第 1 号

米原駅東西自由通路広告掲出申込書

令和 年 月 日

米 原 市 長 様

申込者 住所（所在地）〒

氏名（名 称）

代 表 者

印

電話 ( )

E-mail

担当者氏名

業 種

米原駅東西自由通路内部壁面の広告掲出を下記のとおり申し込みます。

なお、米原市広告掲載要綱、米原市広告掲載ガイドラインおよび米原駅東西自由通路広告募集要領を遵守することを誓約します。

記

1 掲出期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 掲出希望位置および広告掲出料

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 広告掲出希望位置        |                  |
| 広告掲出料（1 か月当りの額） | 円／月              |
|                 | うち消費税及び地方消費税 円／月 |

※広告掲出希望位置：資料 1 今回募集を行う箇所は No. 18、19 です。

※広告掲出料：資料 2 広告掲出最低料金に記載している金額以上の額を記入してください。

米 建 第 号  
令和 年 月 日

様

米 原 市 長 平 尾 道 雄

米原駅東西自由通路広告掲出決定通知書

令和 年 月 日付けで申し込みのありました米原駅東西自由通路広告事業における広告主について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 審査結果

( ) 広告主として選定します。(2以降参照)

( ) 広告主として選定しません。

(選定しない理由)

2 選定条件

- (1) 広告掲出期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- (2) 使用面積  $\text{m}^2$
- (3) 掲出位置 (別紙位置図のとおり)
- (4) 広告掲出承認申請書提出期限 令和 年 月 日
- (5) 広告掲出料(消費税および地方消費税の額を含む。) 円/月
- (6) その他
- ・ 広告掲出承認申請書提出期限までに当該申請書を提出しないときは、その資格を失います。
  - ・ 米原市広告掲載要綱、米原市広告掲載ガイドラインおよび米原駅東西自由通路広告募集要領の規定を遵守すること。

米原駅東西自由通路広告掲出承認申請書

令和 年 月 日

米 原 市 長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

代 表 者

米原市東西自由通路内部壁面に広告を掲出したいので、下記のとおり申請します。

なお、広告の構造および取付方法等については、安全が確保される方法で掲出することを誓約します。

記

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 掲 出 媒 体     | 米原駅東西自由通路内部壁面       |
| 広 告 掲 出 期 間 | 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 |
| 掲 出 枠 数     | 枠                   |
| 掲 出 位 置     |                     |
| 広 告 掲 出 料   | 一括払い ・ 分割払い         |
| 添 付 資 料     | 別紙のとおり              |

※掲出位置

区画番号を記入してください。

※広告掲出料

該当項目を○で囲んでください。

※添付資料

広告原稿（カラー原稿、形状および寸法を記入）

広告枠の構造図（寸法、材料および壁面固定方法を記入）

様式第4号

米 建 第 号  
令和 年 月 日

様

米 原 市 長 平 尾 道 雄

米原駅東西自由通路広告掲出承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった米原駅東西自由通路内部壁面への広告掲出については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

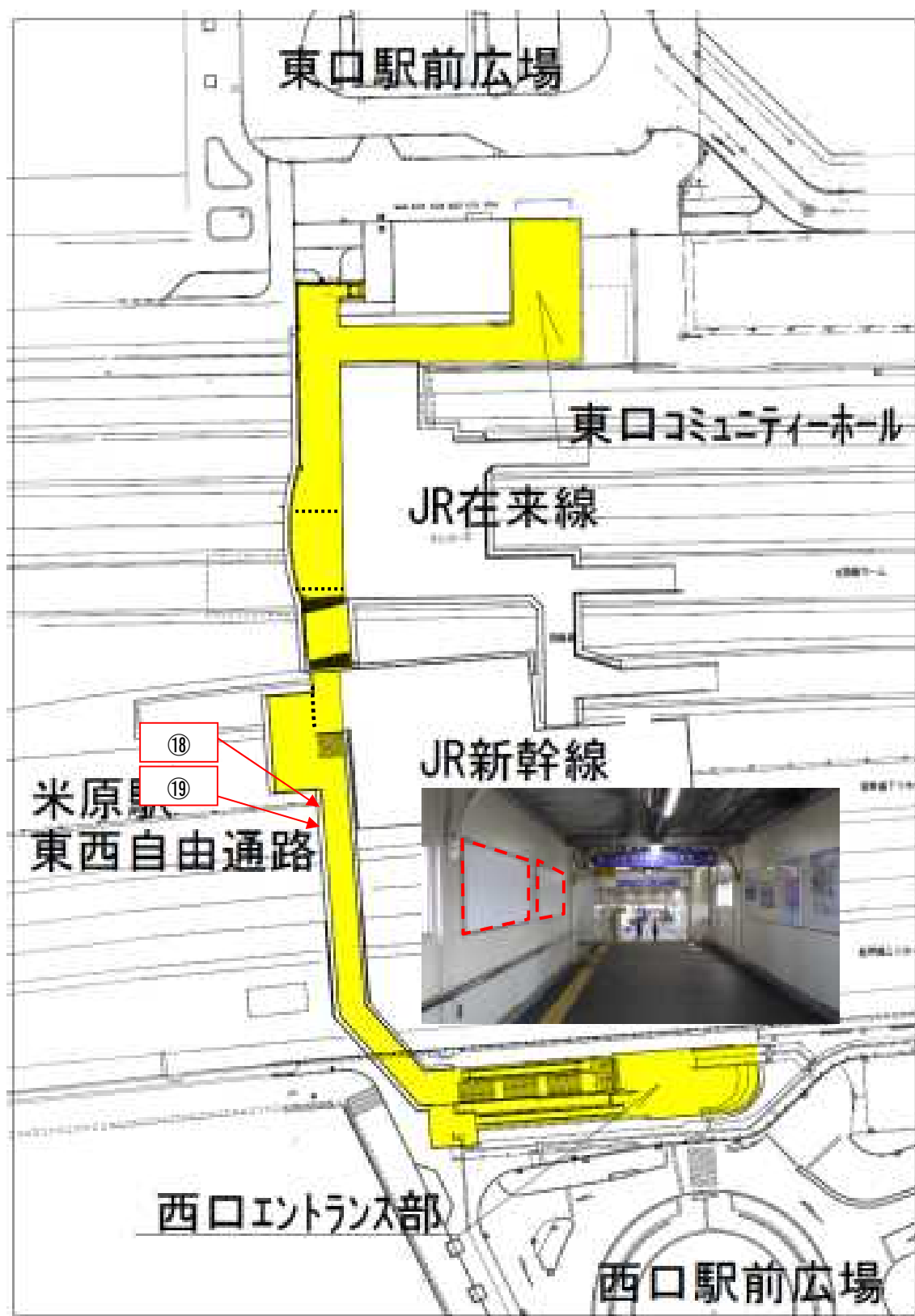
|             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 掲 出 媒 体     | 米原駅東西自由通路内部壁面                 |
| 広 告 掲 出 期 間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日           |
| 掲 出 枠 数     | 枠                             |
| 掲 出 位 置     |                               |
| 広 告 内 容     | 別紙のとおり                        |
| そ の 他       | 広告の掲出に係る手続については、担当職員の指示に従うこと。 |

2 広告掲出料

円（消費税および地方消費税の額を含む。）

・別途、納付書を送付しますので、納付書に記載されている期日までに納入ください。

資料1 掲出位置図



資料 2

| 掲出位置   | 区画番号 | 標準規格        | 広告掲出最低料金<br>(1 か月当たり)<br>(消費税及び地方消費税を含む) |
|--------|------|-------------|------------------------------------------|
| 自由通路壁面 | 18   | 縦 1 m×横 2 m | 8, 0 0 0 円                               |
| 自由通路壁面 | 19   | 縦 1 m×横 2 m | 8, 0 0 0 円                               |